

令和8年分 年末調整チェック表

このチェック表では、年末調整事務について、誤りやすい事項などをまとめているので、年末調整事務に取り掛かる前、あるいは、年末調整事務を終えられた後の再確認などにご使用ください。

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや基礎控除の引上げなどの改正が行われていますので、ご注意ください。

区分	チェック項目	区分	チェック項目
扶養控除等	☐ 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	生命保険料控除	☐ 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。
	☐ 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった人（扶養親族等の所得要件の改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった人を含みます。）について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		☐ 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。
	☐ 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は62万円以下となっていますか。		☐ 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか（一般の生命保険料の控除額は、年齢23歳未満の扶養親族の有無に応じて正しく計算されていますか）。
	☐ 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		☐ 「年齢23歳未満の扶養親族」欄に記載がある場合に、記載された扶養親族は年齢23歳未満（平成16年1月2日以後生）となっていますか。
	☐ 扶養控除の対象となる特定扶養親族と、特定親族特別控除の対象となる特定親族の判定は正しく行われていますか。		☐ 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…一契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料
	☐ 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上（平成23年1月1日以前生）となっていますか。	社会保険料控除	☐ 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。
	☐ 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」（一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（一定の場合には「38万円送金書類」）の提出又は提示を受けましたか。		☐ 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。
	☐ 寡婦、ひとり親の判定は正しく行われていますか。		☐ 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか。
	☐ 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」（一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（一定の場合には「38万円送金書類」）の提出又は提示を受けましたか。		☐ 住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	☐ 所得者の合計所得金額に応じて基礎控除額の計算が正しく行われていますか。※昨年分と金額が異なります。		☐ 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。
	☐ 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。		☐ 借入れ等をしている者と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	☐ 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。		☐ 控除額の計算は正しく行われていますか。
	☐ 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。		☐ 住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。
	☐ 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です）。		☐ 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。
基礎控除	☐ 所得者の合計所得金額に応じて基礎控除額の計算が正しく行われていますか。※昨年分と金額が異なります。	住宅借入金等特別控除	☐ 臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。
	☐ 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。		☐ 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したものについて集計の対象としていますか。
	☐ 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。		☐ 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。
	☐ 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。	集計関係	☐ 給与所得控除後の給与等の金額の計算に当たっては、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用していますか。
特定親族特別控除	☐ 特定親族は年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）で、合計所得金額が62万円超123万円以下となっていますか。		☐ 所得金額調整控除額の計算は正しく行われていますか。
	☐ 特定親族の収入が給与所得の場合に、特定親族の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。		☐ 課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。
	☐ 特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除額の計算が正しく行われていますか。		☐ 年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出し、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。
	☐ 特定親族が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です）。	税額計算関係	☐ 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）を作成しましたか。
地震保険料控除	☐ 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。		
	☐ 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。		
	☐ 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。		

「年末調整がよくわかるページ」のご案内

国税庁ホームページに「[年末調整がよくわかるページ](#)」を掲載しています。

年末調整に当たっての注意事項などを従業員の方へ周知する際にご使用いただける文例（周知用文例・記載例など）や各申告書の記載例などを掲載していますので、是非ご活用ください。



年末調整でお困りのときは “税務職員ふたば”にご相談ください！

年末調整に関するご相談は、国税庁ホームページからチャットボット「[税務職員ふたば](#)」にご相談ください。



年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関するることなどについて、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

※ 公開期間は令和8年10月頃から令和9年1月下旬までの予定です。